

吸収分割契約に係る事後開示書類  
(備置開始日：2026年3月31日)

名古屋市東区東片端町8番地  
株式会社スズケン  
代表取締役社長 浅野 茂

名古屋市東区東片端町8番地  
株式会社エス・ディ・ロジ  
代表取締役社長 荻田 成



# 事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号ならびに  
会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

株式会社スズケン（以下「吸収分割承継会社」という）は、2026年2月12日付で株式会社エス・ディ・ロジ（以下「吸収分割会社」という）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2026年3月31日を効力発生日として、吸収分割会社のメーカー物流受託事業に関する権利義務のうち、吸収分割契約書において定めるものを吸収分割承継会社に吸収分割（以下「本件分割」という）により承継させました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は以下のとおりです。

## 記

### I. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年3月31日

### II. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

#### (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（本件分割の差止請求）

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみであるため、本件分割について、会社法第784条の2の規定に基づき差止めを請求した株主はありませんでした。

#### (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社の株主は吸収分割承継会社のみであるため、会社法第785条に基づく株式買取請求を行った株主はありませんでした。

#### (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

本件分割においては、会社法第787条第1項第2号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

#### (4) 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割会社は、吸収分割承継会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、分割後も吸収分割会社に対して債務の履行を請求できない債権者が生じません。このため、会社法第789条に基づく手続は行っておりません。

### III. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号）

#### (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（本吸収分割の差止請求）

会社法第796条の2の規定に基づく請求を行った株主はありませんでした。

#### (2) 会社法第797条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割承継会社は、会社法第797条第3項および第4項に基づき、2026年2月26日付の電子公告により、本件分割に係る公告を行いました。が、会社法第796条第3項に定める数の株式を保有する株主からの反対通知はありませんでした。

なお、本件分割は、会社法第796条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、会社法第797条第1項に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

#### (3) 会社法第799条の規定による手続の経過（債権者の異議）

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年2月26日付の官報及び電子公告において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。が、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

### IV. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、本効力発生日をもって、本件分割に基づき、吸収分割会社のメーカー物流受託事業に関する権利義務のうち、吸収分割契約書において定める権利義務を承継しました。

### V. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本件分割に係る変更の登記は、2026年4月10日（金）までに行う予定です。

### VI. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

(参考) 本件分割に係る事前開示書類（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条等）は別紙添付のとおりです。

以上

# 別紙

## 吸収分割契約に係る事前開示書類

(備置開始日：2026年2月26日)

名古屋市東区東片端町8番地  
株式会社スズケン  
代表取締役社長 浅野 茂

名古屋市東区東片端町8番地  
株式会社エス・ディ・ロジ  
代表取締役社長 荻田 成



## 事前開示書類

(吸収分割会社／会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

(吸収分割承継会社／会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

株式会社スズケン（以下「吸収分割承継会社」という）は、2026年2月12日付で株式会社エス・ディ・ロジ（以下「吸収分割会社」という）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2026年3月31日を効力発生日として、吸収分割会社のメーカー物流受託事業に係る資産に関して有する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」という）を行うことといたしました。

本件分割を行うに際して、吸収分割会社が会社法第 782 条第 1 項により開示すべき事項は、以下のとおりであり、会社法施行規則第 183 条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。また、吸収分割承継会社が会社法第 794 条第 1 項により開示すべき事項は、以下のとおりであり、会社法施行規則第 192 条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

なお、本件分割は、吸収分割承継会社においては会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当し、また、吸収分割会社においては会社法第 784 条第 1 項に規定する略式吸収分割に該当するため、いずれも株主総会の承認決議を要しません。

### I. 吸収分割契約書

【別紙①】に記載の通りです。

### II. 吸収分割に際して交付する株式等の定め

吸収分割会社は吸収分割承継会社の完全子会社であるため、本件吸収分割に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

本件分割において、吸収分割会社は吸収分割承継会社の完全子会社であり、本件分割により吸収分割会社の株主構成に変動は生じません。また、承継される権利義務は完全親子会社内で移転するものであり、経済的実質に照らして対価の交付を要しないことから、本件分割に際して株式その他の金銭等を交付しない旨の定めは相当であると判断しております。

III. 効力発生日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

IV. 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

V. 吸収分割当事者についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割会社

①吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

【別紙②】に記載の通りです。

なお、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等は作成していません。

②最終事業年度の末日後に生じた

重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収分割承継会社

①吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割承継会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等は作成していません。

②最終事業年度の末日後に生じた

重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

## VI. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割におきましては、下記の理由により、分割の効力発生日以降に吸収分割会社が負担すべき債務及び吸収分割承継会社が負担すべき債務について履行の見込みがあると判断しております。

### (1) 吸収分割会社における債務の履行の見込みについて

吸収分割会社の 2025 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は、25,217 百万円、負債の額は 21,707 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本件分割により、吸収分割会社が吸収分割承継会社に承継させる資産の額は、17,274 百万円、負債の額は 14,468 百万円となる見込みであり、本件分割後における吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

### (2) 吸収分割承継会社における債務の履行の見込みについて

吸収分割承継会社の 2025 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は、1,021,155 百万円、負債の額は 749,587 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本件分割により、吸収分割承継会社が承継する資産および負債の額は、上記(1)記載の通りであり、本件分割後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

## VII. 備置開始日後の変更

吸収分割契約等備置開始日後、効力発生日までの間に、本書面に記載した事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を本書面に追補又は差替えのうえ、備え置くものとします。

以上

【別紙①】

収入印紙  
4万円

## 吸収分割契約書

株式会社エス・ディ・ロジ（以下「甲」という。）及び株式会社スズケン（以下「乙」という。）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第3条に定義する。）をもって、甲のメーカー物流受託事業に係る資産（以下「本件対象」という。）に関して有する第4条第1項記載の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条（商号および住所）

本吸収分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 吸収分割会社（甲）

商号：株式会社エス・ディ・ロジ  
住所：名古屋市東区東片端町8番地

(2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：株式会社スズケン  
住所：名古屋市東区東片端町8番地

### 第3条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2026年3月31日とする。ただし、本吸収分割手続の進行その他の事由により必要が生じた場合には、甲及び乙の書面による合意により、これを変更することができる。

### 第4条（承継する権利義務）

- 1 本吸収分割により、甲から分割され乙に承継される資産、負債、契約上の地位その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細書」のとおりとする。
- 2 前項に基づく甲から乙への債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

### 第5条（本吸収分割の対価）

乙は、甲の全株式を所有しているため、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

### 第6条（吸収分割承継会社の資本金および準備金の額）

本吸収分割により、乙の資本金および準備金の額は、いずれも変動しない。

## 第7条（分割の承認）

- 1 甲は、会社法第784条第1項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
- 2 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

## 第8条（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日以降においても、本件対象事業に関し、競業避止義務を負わない。

## 第9条（会社財産の管理等）

本契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行および財産の管理をし、本吸収分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲及び乙において協議するものとする。

## 第10条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙の資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じ、または、本件対象事業もしくは本件対象事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲及び乙は協議のうえ、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

## 第11条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、関連法令に基づき本吸収分割に要求される関係官庁等の承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

## 第12条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項については、本吸収分割の趣旨に従い、甲及び乙で協議のうえ決定する。

本契約成立の証として本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が本書を、乙が写しを保有する。

〔以下、余白〕

2026年2月12日

甲 名古屋市東区東片端町8番地  
株式会社エス・ディ・ロジ  
代表取締役 荻田 成 印

乙 名古屋市東区東片端町8番地  
株式会社スズケン  
代表取締役 浅野 茂 印

## 承継権利義務明細書

本吸収分割により甲から分割され乙に承継される資産、負債、契約上の地位その他の権利義務は、次に掲げる権利義務であって、効力発生日において甲に帰属する権利義務とする。

## 1. 承継する資産

## (1) 流動資産

承継は発生しない

## (2) 固定資産

本件対象に属する固定資産（メーカー物流に関連する資産）

## 2. 承継する負債

## (1) 流動負債

承継は発生しない

## (2) 固定負債

本件対象に属する固定負債（借入金）

## 3. 承継する契約等（雇用契約については、下記 4. 記載のとおり）

本件対象に関連して締結した契約及びこれらに基づく権利義務（本効力発生日以降に発生する権利義務は含まれるが、本効力発生日の前日までに発生する権利義務は含まれない。）

## 4. 承継する雇用契約

甲が締結し、かつ効力発生日の前日の終了時において効力を有する、本件対象に従事する甲の従業員（但し、本効力発生日の前日までに別途甲及び乙が合意した従業員を除く。）と甲との間の雇用契約に係る契約上の地位およびこれに付随する権利義務

## 5. 知的財産権・許認可等

本効力発生日の前日の終了時において、甲が保有している本件事業に属する知的財産権、許認可等のうち、法令上承継が可能であり、甲が乙へ承継する必要があると判断したもの

上記第1項から第5項の規定に拘わらず、本契約締結後に法令その他の規制上、本分割による承継が不可能又は著しく困難であることが判明した権利義務等（当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの及び当該承継により甲又は乙において著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、甲乙協議し合意のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以上

## 別紙2

第70期

### 計 算 書 類

自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日

- I. 貸借対照表
- II. 損益計算書
- III. 株主資本等変動計算書
- IV. 個別注記表

株式会社 エス・ディ・ロジ

## 目 次

I. 貸 借 対 照 表	-----	P. 1
II. 損 益 計 算 書	-----	P. 2
III. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書	-----	P. 3
IV. 個 別 注 記 表	-----	P. 4
重要な会計方針に係る事項に関する注記	-----	P. 4
リースにより使用する固定資産に関する注記	-----	P. 5
株主資本等変動計算書に関する注記	-----	P. 5
1株当たり情報に関する注記	-----	P. 5

# 貸 借 対 照 表

( 2 0 2 5 年 3 月 3 1 日 現 在 )

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】	25,217,993	【 負 債 の 部 】	21,707,210
流 動 資 産	6,358,234	流 動 負 債	4,310,132
現 金 及 び 預 金	7,533	買 掛 金	1,970,936
電 子 記 録 債 権	2,245	1年以内返済予定長期借入金	159,960
売 掛 金	4,155,258	未 払 金	123,383
貯 蔵 品	29,987	未 払 費 用	652,590
未 収 消 費 税 等	476,231	未 払 法 人 税 等	259,607
親 会 社 預 け 金	1,665,141	未 払 消 費 税 等	132,285
そ の 他	21,835	預 り 金	50,877
		前 受 収 益	31,101
		賞 与 引 当 金	929,389
固 定 資 産	18,859,759	固 定 負 債	17,397,078
有 形 固 定 資 産	15,936,935	長 期 借 入 金	17,348,795
建 物	13,975,449	長 期 預 り 敷 金	48,282
構 築 物	67,650		
機 械 装 置	585,095		
車 両 運 搬 具	66,761		
器 具 備 品	682,353		
土 地	468,588		
建 設 仮 勘 定	91,037		
無 形 固 定 資 産	287,948	【 純 資 産 の 部 】	3,510,783
ソ フ ト ウ ェ ア	272,580	株 主 資 本	3,344,594
電 話 加 入 権	2,662	資 本 金	10,000
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	12,705	資 本 剰 余 金	4,287
		資 本 準 備 金	4,287
投 資 そ の 他 の 資 産	2,634,875	利 益 剰 余 金	3,330,307
投 資 有 価 証 券	265,465	利 益 準 備 金	2,500
繰 延 税 金 資 産	486,993	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,327,807
敷 金	1,838,076	別 途 積 立 金	1,304,435
そ の 他	44,474	繰 越 利 益 剰 余 金	2,023,371
貸 倒 引 当 金	△ 133		
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	166,188
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	166,188
資 産 合 計	25,217,993	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,217,993

# 損 益 計 算 書

( 2024年 4月 1日から  
2025年 3月 31日まで )

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		44,937,147
売 上 原 価		43,509,053
売 上 総 利 益		1,428,093
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,037,197
営 業 利 益		390,896
営 業 外 収 益		63,380
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,243	
そ の 他	59,136	
営 業 外 費 用		193,756
支 払 利 息	184,470	
そ の 他	9,286	
経 常 利 益		260,520
特 別 利 益		52
投 資 有 価 証 券 売 却 益	52	
特 別 損 失		162
固 定 資 産 売 却 除 却 損	162	
税 引 前 当 期 純 利 益		260,410
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	302,696	
法 人 税 等 調 整 額	△ 133,483	169,213
当 期 純 利 益		91,197

# 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

( 2024年 4月 1日から  
2025年 3月 31日まで ) 単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
2024年3月31日残高	10,000	4,287	4,287	2,500	1,304,435
当会計期間中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当会計期間中の変動額合計	—	—	—	—	—
2025年3月31日残高	10,000	4,287	4,287	2,500	1,304,435

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	利 益 剰 余 金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益 剰余金					
2024年3月31日残高	1,932,174	3,239,110	3,253,397	162,542	162,542	3,415,940
当会計期間中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純利益	91,197	91,197	91,197	—	—	91,197
株主資本以外の項目の当会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	3,646	3,646	3,646
当会計期間中の変動額合計	91,197	91,197	91,197	3,646	3,646	94,843
2025年3月31日残高	2,023,371	3,330,307	3,344,594	166,188	166,188	3,510,783

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券については、市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）であります。  
なお、時価のないものは移動平均法による原価法であります。

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については、最終仕入原価法による原価法であります。

#### 3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。主な科目の耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3	～	38年			
車	両	運	搬	具	2	～	4年
器	具	備	品	2	～	20年	

(2) 無形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上方法

(1) 賞与引当金は、従業員の賞与支給に当てるため、事業年度末現在の従業員に対する支給対象期間の支給見込額を計上しております。

(2) 貸倒引当金は、受取手形・売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 5. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用する固定資産として、貨物自動車、乗用車などの車両および電子計算機などの事務機器があります。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株 式 数	増 加 株 式 数	減 少 株 式 数	当事業年度末 株 式 数
発行済株式数 普通株式	20,000 株	— 株	— 株	20,000 株
合計	20,000	—	—	20,000

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 175,539 円17銭

2. 1株当たり当期純利益 4,559 円85銭

<社外秘>

第70期

事 業 報 告 書

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

株式会社エス・ディ・ロジ

# 目 次

## I. 事 業 報 告 書

### 1. 営 業 の 概 況

(1) 営業の経過及び成果	-----	P.	1
(2) 対処すべき課題	-----	P.	2
(3) 設備投資及び資金調達の状況	-----	P.	2
(4) 営業成績及び財産の状況の推移	-----	P.	3

### 2. 会 社 の 概 況

(1) 主要な事業内容	-----	P.	4
(2) 主要な営業所	-----	P.	4
(3) 株式の状況	-----	P.	4
(4) 大株主の状況	-----	P.	4
(5) 従業員の状況	-----	P.	4
(6) 主要な借入先の状況	-----	P.	5
(7) 企業結合の状況	-----	P.	5
(8) 配当方針	-----	P.	5
(9) 取締役及び監査役	-----	P.	6

# 事業報告書

2024年 4月 1日から  
2025年 3月31日まで

## 1. 営業の概況

### (1) 営業の経過及び成果

当会計年度においては、依然としてウクライナ情勢の終息時期が見通せないなか、外国為替相場の変動、電力・エネルギー価格や原材料価格の高騰による物価高が引き続き進展しております。また、政策的な賃金上昇に加えて、いわゆる「2024年問題」に代表される「働き手不足」が進展し様々なコストが上昇する一方で、価格転嫁が十分に見通せないことなど、国内景気や企業収益については先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社は、我々の社会的使命である「安心・安全かつ安定的なヘルスケア流通」ならびに「社会的コストの低減」に取り組んでまいりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

#### ①メーカー物流事業

メーカー物流事業では、患者さまへ安心安全を提供するために法令遵守/品質保証体制の整備、そしてGDP・GMP思考の人材を育て当社の存在意義を示すことに取り組んでまいりました。また、2024年度稼働の大型案件2件について、安定的な稼働を実現することができました。これらの実績が評価され、新たなセンターの稼働や新保冷庫の増設の依頼があり、2025年度に稼働する予定であります。これらにより、2025年度以降の売り上げ拡大が期待されます。

#### ②卸物流事業

卸物流事業では、医薬品の適正流通（日本版GDP）ガイドラインに沿った物流品質を目指し、メーカー物流事業で培った温度バリデーションや内部監査等のノウハウの移植や各種手順書の改訂、GDPスペシャリストの配置を行いました。また、親会社のスズケンと連携して「One Team-KPI（支店共通目標）」を設定し能動的な物流コストの抑制、生産性指標の向上に取り組みました。また、2024年度は、首都圏物流センターの立ち上げにスズケン、協力会社各社と共に取り組みました。首都圏物流センターでは、自動化による効率化をはじめ、輸送コストの低減、GDP基準に準拠した品質面、CO<sub>2</sub>排出量の削減などの環境面、災害時におけるBCP対応の強化など、さまざまな効果の実現を目指してまいります。

今後もグループ企業との連携により一気通貫で高品質な物流サービスを提供するとともに、災害時においても医薬品を安定的に供給するという社会的使命を果たしてまいります。

これらの結果、売上高は44,937,147千円（前期比7.5%増）、営業利益390,896千円（前期比333.1%増）、経常利益260,520千円（前期比182.2%増）、当期純利益91,197千円（前期比39.6%増）の増収増益となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、人手不足による人件費高騰、物流2024年問題における協力会社への支払物流費増、為替市場の変動による電力・エネルギー価格の高騰を受け、非常に厳しい状況となっております。その中で、サステナブルな社会インフラ基盤の確立を実現すべく、「安心・安全かつ安定的なヘルスケア流通」ならびに「社会的コストの低減」に取り組んでまいります。

### ①社会コストの低減に向けた取り組み

卸物流事業において、現状のサービス内容を見直し、適正なサービス体制を構築するために、土曜日配送の見直し、お得意さま1日1回配送の実現に取り組めます。また、慣習として行っていた納品先の付帯業務の見直しに向けて交渉を行います。他にも時間指定納品先の対応等で非効率となっていた配送ルートについて、IT技術を用いた効率的なルート提案を行い、非効率を是正してまいります。

### ②安全・安心かつ安定的なヘルスケア流通の実現に向けた取り組み

昨年度に引き続き、メーカー物流事業で培ったGDP基準の取り組みを卸物流事業に移植してまいります。また、GDP基準に準拠した是正措置、予防措置を強化する目的で、品質マネジメント監査員検定合格者をさらに充実させてまいります。今後も、スズケンと一体となったOne Team-KPI（支店共通目標）を設定し、PDCAを回すことで、能動的な改善活動に取り組んでまいります。

### ③再生医療等製品を含むスペシャリティ流通について

今後、再生医療に関連する製品やスペシャリティ医薬品については、更なる市場拡大が見込まれます。製造業許可取得の東日本物流センター、六甲物流センター、西日本物流センターにおいて、再生医療等製品の保管やラベリング、出荷判定など製薬メーカーさまの高度化・多様化するニーズにお応えする物流サービスを引き続き提供いたします。また、患者さまへ安心安全を提供するために法令遵守/品質保証体制整備そしてGDP・GMP思考の人材を育て、存在意義を示してまいります。

## (3) 設備投資及び資金調達の状況

当期における設備投資の総額は8,119,552千円であります。  
主な要因は、メーカー物流事業における新センター立上げによる倉庫設備の取得、製薬企業からの受託拡張のための倉庫設備の取得およびシステムの開発であります。  
なお、当期における所要資金は親会社からの借入金で賄いました。

(4) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2021年度 第67期	2022年度 第68期	2023年度 第69期	2024年度 第70期
売 上 高	千円 39,576,551	千円 40,898,832	千円 41,812,827	千円 44,937,147
経 常 利 益	千円 599,000	千円 541,002	千円 △142,962	千円 260,520
当期純利益又は 当期純損失(△)	千円 279,925	千円 245,871	千円 △230,175	千円 91,197
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△)	円 銭 13,996.29	円 銭 12,293.56	円 銭 △11,508.78	円 銭 4,559.85
総 資 産	千円 16,725,002	千円 17,969,837	千円 20,925,177	千円 25,217,993
純 資 産	千円 6,724,525	千円 6,881,432	千円 3,415,940	千円 3,510,783

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

## 2. 会 社 の 概 況 (2025年3月31日現在)

### (1) 主要な事業内容

一般貨物自動車運送事業

### (2) 主要な営業所

- ① 本 社 愛知県名古屋市東区東片端町8番地
- ② 東京本部 東京都千代田区岩本町3丁目11番6号  
PMO秋葉原6階
- ③ 営 業 所

名 称	所 在 地
杉戸物流センター	埼玉県

(注) 上記の他20センター及び143支店があります。

### (3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	80,000 株
発行済株式の総数	20,000 株
当期末株主数	1 名

### (4) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
株式会社スズケン	株 20,000	% 100	株 —	% —

### (5) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平 均 勤続年数
男 性	名 1,605	名 15	才 48.0	年 11.1
女 性	1,151	90	45.3	8.6
合計又は平均	2,756	105	46.8	10.1

(注) 上記従業員数は、パート社員1,996名及び他社への出向者38名を除いております。

(6) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社スズケン	千円 17,508,755

(7) 企業結合の状況

親会社との関係

当社の親会社は株式会社スズケンであり、同社は当社の議決権を100%所有しております。当社は親会社の業務請負を行っております。

(8) 配当方針

当社は、安定的な配当の継続を基本に、スズケングループの連結配当性向30%を目処とし、基本方針に準じて配当をしております。

内部留保資金につきましては、当業界を取り巻く厳しい環境のなか、競争上の優位性を確保し、安定成長を維持するため、事業拡大と営業基盤の強化に重点を置いた配分を行っております。

しかしながら、現在借入金の返済を停止している状況であり、来年度返済期限を迎える借入金の返済を優先させるため、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきます。

(9) 取締役及び監査役

会社における地位	氏 名	担当または主な職業
※ 取締役社長	杉 本 知 広	
常務取締役	梅 澤 智 満	
常務取締役	赤 堀 亘	
常務取締役	西 川 陽 一	
取 締 役	松 本 崇	株式会社スズケン ヘルスケア流通事業本部流通推進部長
取 締 役	加 古 雅 広	株式会社エス・ディ・コラボ 常務取締役S C M事業本部長
取 締 役	吉 村 章	株式会社スズケン ヘルスケア流通事業本部ロジスティクス統轄部長
取 締 役	赤 澤 善 博	中央運輸株式会社 代表取締役社長
監 査 役	中 所 聖 司	株式会社スズケン グループ管理本部経営管理部副部長

(注) 1. 上記※印は代表取締役であります。

2025年5月28日

## 監 査 報 告 書

株式会社 エス・ディ・ロジ

監査役

伊 所 聖 司



第70期事業年度の計算書類とその附属明細書の監査について、次のとおり報告します。  
なお、当社では、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあり、監査役は事業報告を監査する権限がありません。

### 1. 監査の方法及びその内容

会計帳簿その他会計に関する重要な文書を閲覧し、当社の取締役から、会計に関する職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

### 2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、当社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。